

## 第47回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和3年11月22日(月) 9時15分から10時00分まで

場 所 西庁舎6階災害対策本部室

### 議題

1. 国の基本的対処方針の変更を踏まえた本県の対応について
2. その他

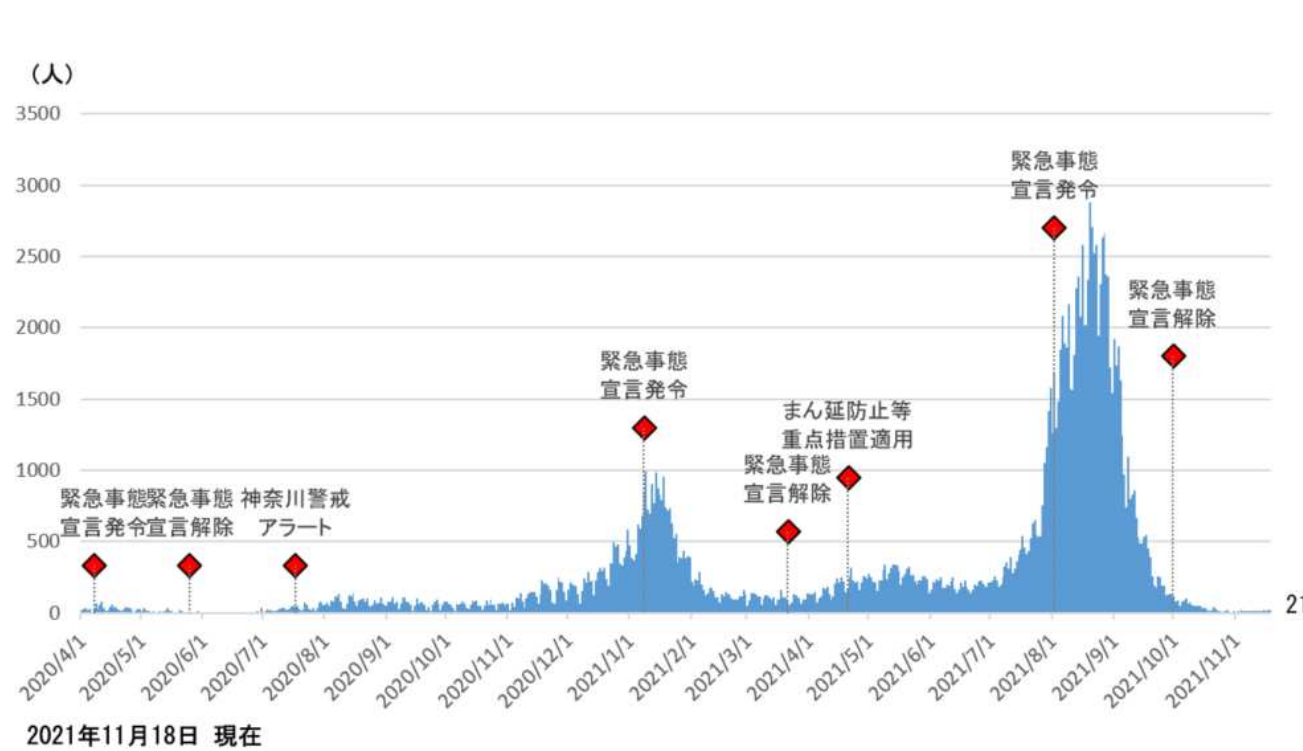


# 新型コロナウイルスに係る現在の状況について ＜11月18日までのデータを反映＞

令和3年11月19日

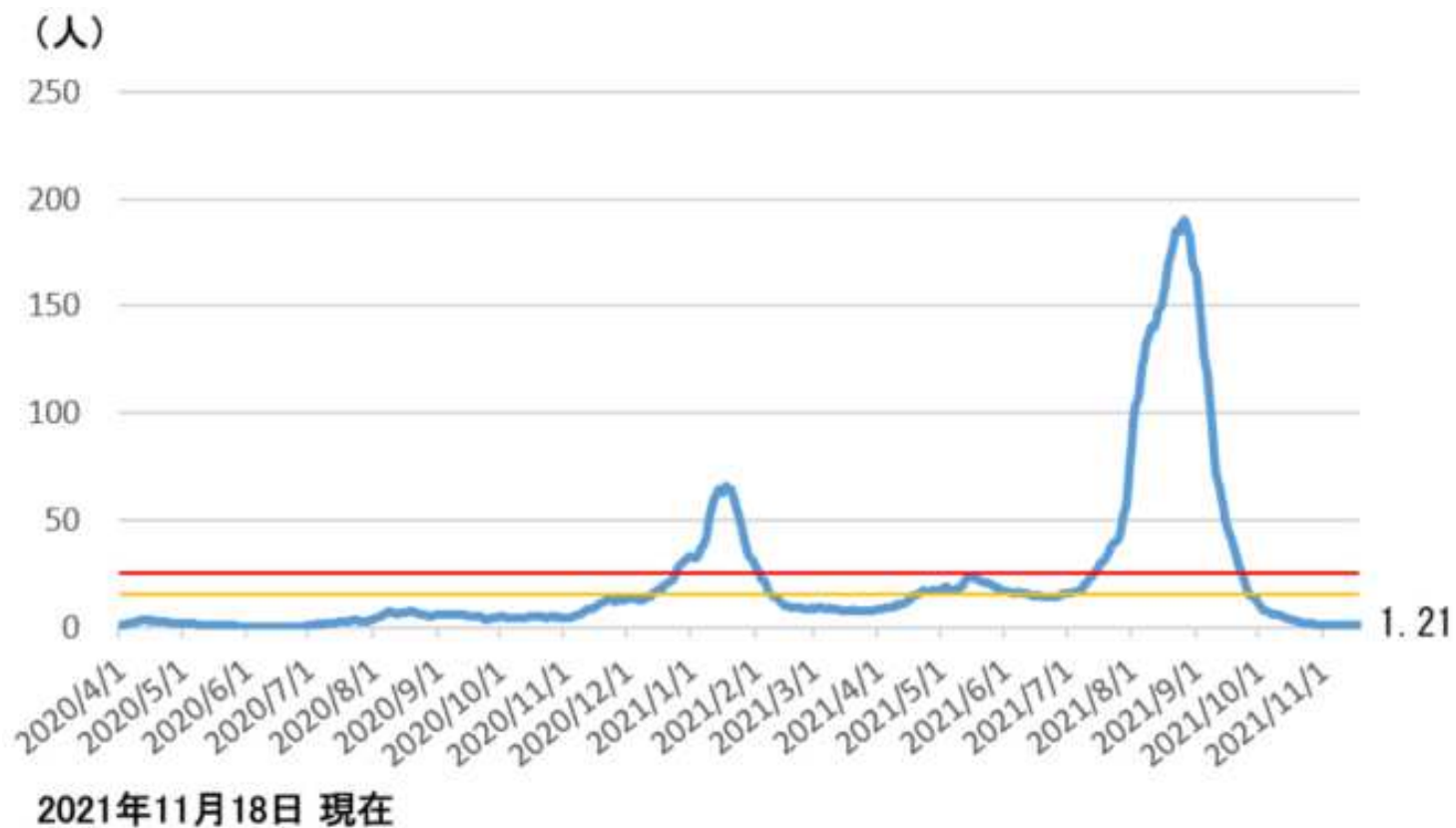
健康医療局医療危機対策本部室

# 新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	週合計
9月	19	20	21	22	23	24	25	週合計
	394人	257人	188人	173人	259人	251人	193人	1715人
	26	27	28	29	30	10/1	2	週合計
	193人	123人	128人	130人	129人	115人	82人	900人
10月	3	4	5	6	7	8	9	週合計
	86人	51人	77人	86人	102人	65人	81人	548人
	10	11	12	13	14	15	16	週合計
	54人	49人	46人	50人	52人	33人	35人	319人
	17	18	19	20	21	22	23	週合計
	37人	23人	10人	16人	39人	24人	9人	158人
	24	25	26	27	28	29	30	週合計
	11人	7人	13人	15人	16人	8人	7人	77人
	31	11/1	2	3	4	5	6	週合計
	9人	6人	10人	6人	22人	9人	14人	76人
11月	7	8	9	10	11	12	13	週合計
	9人	11人	12人	13人	14人	19人	15人	93人
	14	15	16	17	18	19	20	
	12人	18人	9人	18人	21人			

# 新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)

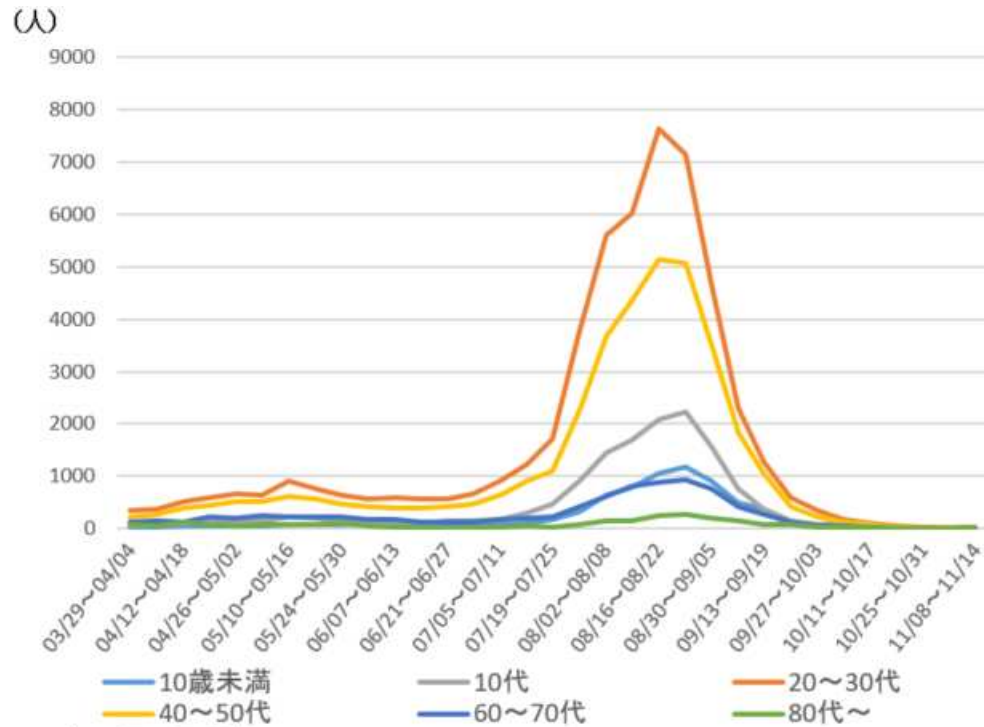


※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算

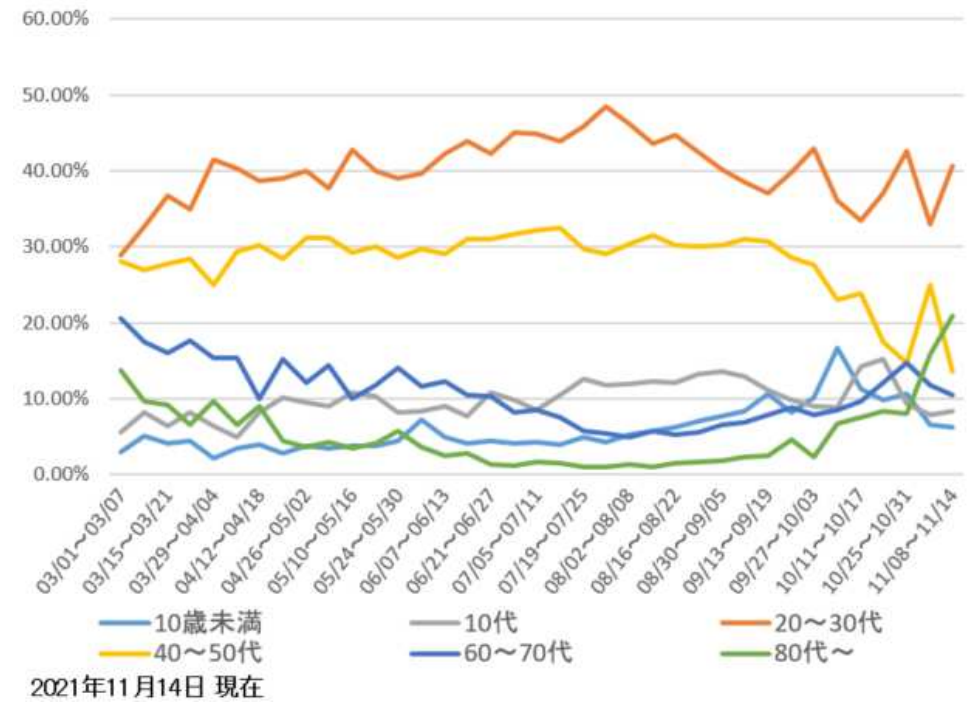
※県のステージ判断指標におけるステージIV移行の基準値として、25人（/週）以上であることを設定している。

# 年代別感染者の推移（週別）

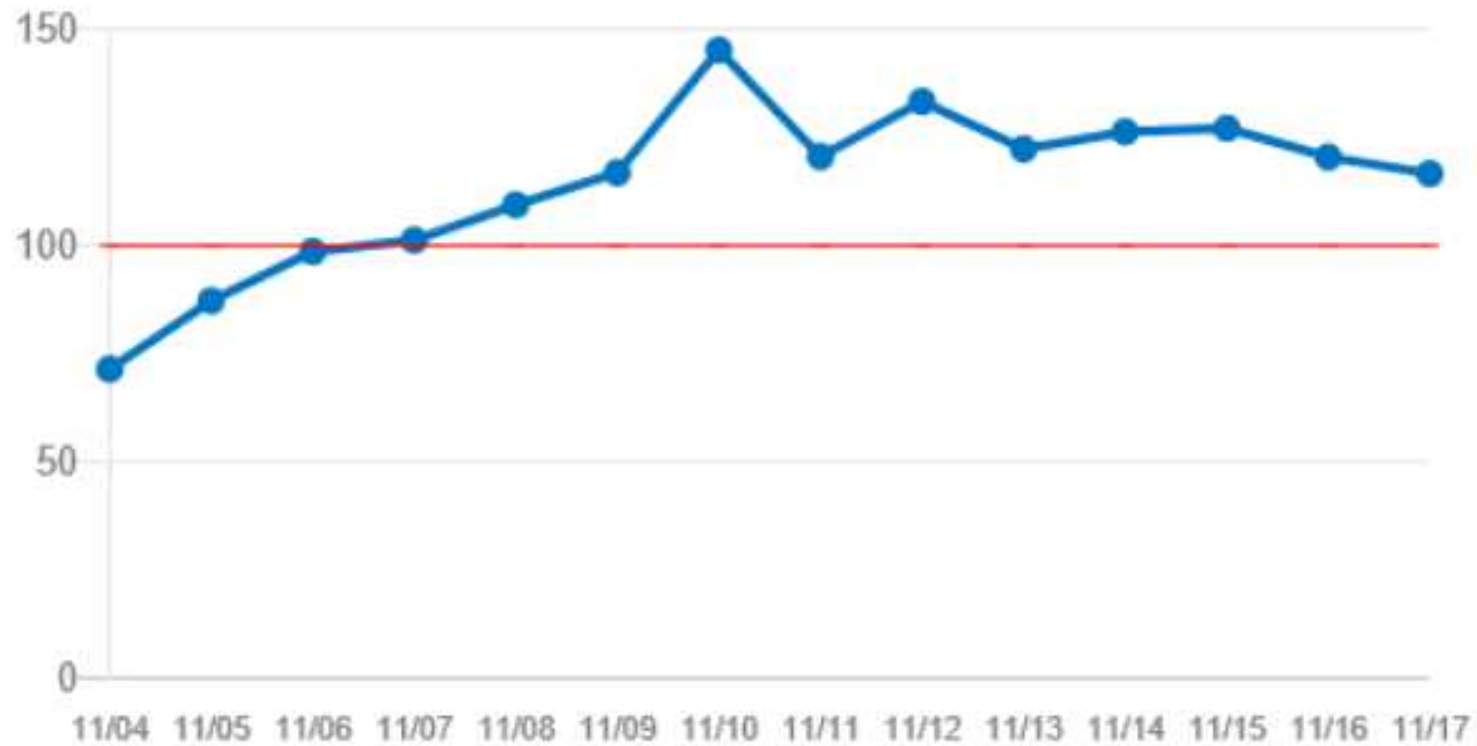
## ■ 実数ベース



## ■ 割合ベース

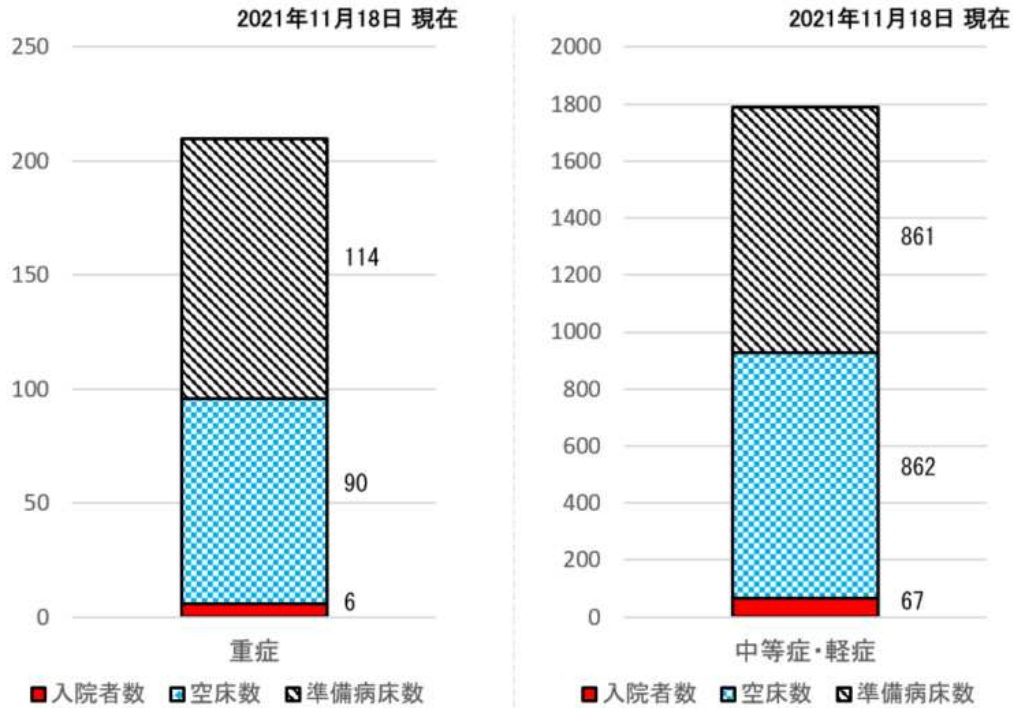


# 新規感染者数の推移（増加率）



# 病床利用率

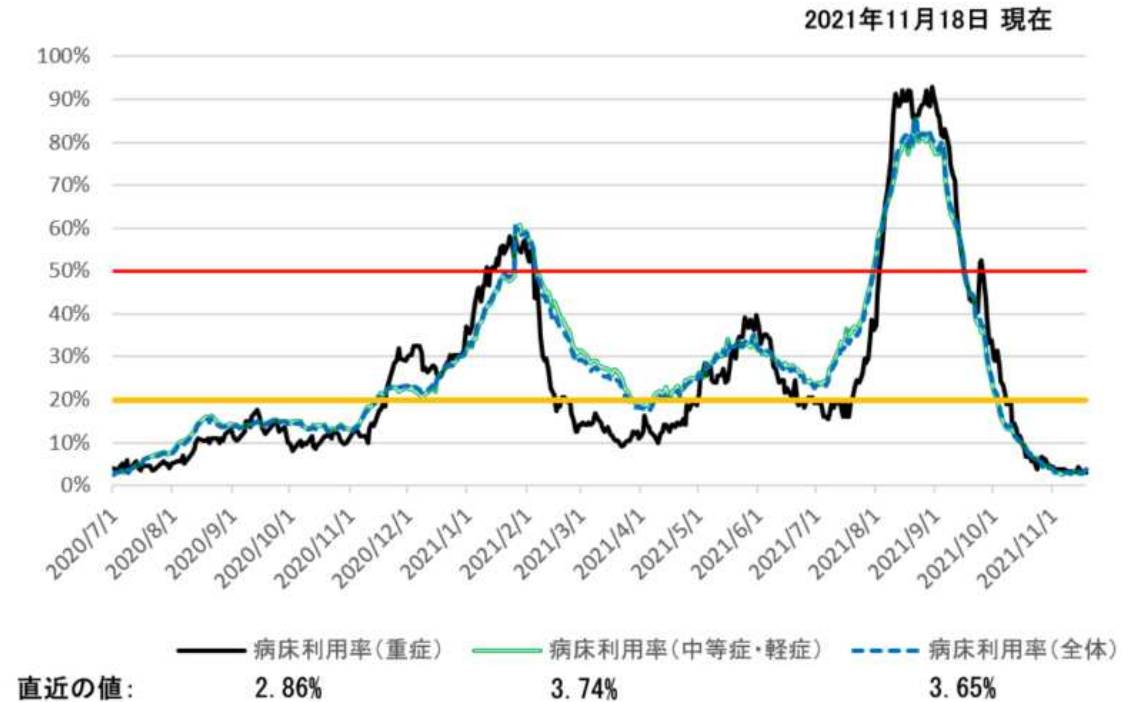
## ■ 病床利用率



【参考】 即応病床数総計：1,025床

入院者数 + 空床数 + 準備病床数 = 最大確保病床数 (全体:2,000床、重症：210床、中等症・軽症：1790床)

## ■ 病床利用率の推移



※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。

※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

# ステージ判断指標と本県の実況について

判断項目		本県の実況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
				指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療のひっ迫具合	病床全体	Ⅱ 3.65% 73床 11月18日 時点	最大確保病床の使用率 <b>20%以上</b>	<b>400床</b> 2,000床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 <b>50%以上</b>	<b>1,000床</b> 2,000床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
		重症者用病床	Ⅱ 2.86% 6床 11月18日 時点	最大確保病床の使用率 <b>20%以上</b>	<b>42床</b> 210床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 <b>50%以上</b>	<b>105床</b> 210床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅱ 1.67人 154人 11月18日 時点	人口10万人当たり全療養者数 <b>20人以上</b>	<b>1,843人</b> 92.19×20	人口10万人当たり全療養者数 <b>30人以上</b>	<b>2,765人</b> 92.19×30	
感染の状況	PCR陽性率	Ⅱ 0.62% 11月17日 時点	<b>5%以上</b>		<b>10%以上</b>		
	新規陽性者数	Ⅱ 1.21人 112人 11月18日 時点	人口10万人当たり週合計 <b>15人以上</b>	<b>1,382人</b> (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり週合計 <b>25人以上</b>	<b>2,304人</b> (週平均329.1人/日) 92.19×25	
	感染経路不明割合	Ⅲ・Ⅳ 56.25% 11月18日 時点	<b>50%以上</b>		<b>50%以上</b>		

参考: 病床利用率(即応病床中)  
 病床全体: 7.12%  
 うち重症: 6.25%

※ 速報値のため、修正される可能性あり





# 今後の県の取組について

(令和3年11月19日の国の対処方針の変更を踏まえて)

令和3年11月22日

# 取組の概要

11月22日（月）～

県民向け

- マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底を働きかけ

飲食店等

- 感染防止対策の徹底を働きかけ
- マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続
- ガイドライン遵守の要請（法第24条第9項）

大規模  
集客施設等

- 入場整理など感染防止対策の徹底を働きかけ
- ガイドライン遵守の要請（法第24条第9項）

イベント  
開催

- 11月25日（木）から次の人数上限の遵守を要請（法第24条第9項）

		5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人以下の施設	10,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	安全計画策定	収容定員まで可		

※安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要

- ガイドライン遵守の要請（法第24条第9項）

# 県民に対して

現在

11月22日～

次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)

次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)

○ 外出の際は、昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底

○ 同左

○ 在宅勤務、時差出勤などの実施

○ 同左

○ マスク飲食実施店等、感染防止対策が図られた店舗の利用


○ 同左

○ 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避け、マスクなしの会話など感染リスクが高まる「5つの場面※」の回避。特に、会食の際は、大人数は避け、短時間とする。(1組(テーブル)4人以内または同居家族、2時間を目安)

○ 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

# 飲食店・大規模集客施設等に対して

	現在	11月22日～ 
飲食店等	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続</li> <li>○1組(テーブル)4人以内または同居家族、2時間を目安</li> <li>○感染防止対策の徹底</li> <li>○ガイドラインの遵守</li> </ul>	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○同左</li> <li>○削除</li> <li>○同左</li> <li>○同左(法第24条第9項)</li> </ul>
大規模集客施設等	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入場整理など感染防止対策の徹底</li> <li>○ガイドラインの遵守</li> </ul>	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○同左</li> <li>○同左(法第24条第9項)</li> </ul>

# イベントに対して

現在( ~ 11月24日 )

11月25日~

次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)  
○人数上限と収容率要件のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 <small>(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</small> ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 <small>(席がない場合は適切な間隔)</small>	50%以内 <small>(席がない場合は十分な間隔)</small>	

○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

大声 ※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	5,000人超~ 10,000人以下の施設	10,000人超 の施設
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員 まで可	5,000人まで 可	収容定員の 半分まで可
	安全計画策定 ※2	収容定員まで可		

※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」

※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要  
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提

○ガイドラインの遵守

○入場者の感染防止のための整理誘導

○令和4年1月末までの大規模イベントの事前販売分について、上限1万人とすることを働きかけ

○同左(法第24条第9項)

○同左

○削除

# その他

## 事業者全般に対する働きかけ(継続)

- 在宅勤務等の推進
- 業種別ガイドライン遵守の要請(法第24条第9項)

## 県機関における対応(継続)

- 県民利用施設は、基本的な感染防止対策を徹底した上で、運営する。
- 県立高校等は、基本的な感染防止対策を徹底しながら、通常の教育活動を実施。ただし、時差通学を継続。
- 県立特別支援学校は、基本的な感染防止対策を徹底しながら、時差通学及び短縮授業を継続。

# その他

## ワクチン・検査パッケージについて

### 【PCR等検査無料化について】

- 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない県民を対象として、ワクチン・検査パッケージ等の検査を無料で実施。(来年3月末まで)
- 感染が拡大傾向にある場合には、知事の判断により、特措法24条9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請(検査費用は無料)。
- 実施時期等については、国の動向を踏まえ、改めて周知。

### 【行動制限の緩和について】

- 飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和するもの。
- 実施時期、店舗の登録等の手続きは、国の動向を踏まえ、改めて周知。





# 社会経済活動の促進 に向けた取組みについて

### 【概要】

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元・神奈川県  
の魅力を再発見する契機とするため、**県民限定で県内旅行の費用を支援**

### 【経緯】

令和2年10月1日 予約受付開始（販売対象期間 令和2年10月8日～令和3年2月28日）

※ 令和2年11月30日以降、新規販売停止

※ 令和2年12月28日以降を日程に含む旅行の既予約分の割引運用停止

### 【予算額・執行状況】

R2.6補 (A)	R2.11補 (B)	R2.予算計 (C=A+B)	R2.実績 (D)	繰越額 (C-D)
10.4億円	10.3億円	20.8億円	5.8億円 (4.8億円)	14.9億円 (13.4億円)

※ ( ) 内は、割引原資の金額

### 【販売開始】

**令和3年12月1日（水）12時**  
**（割引適用期間：12月1日～1月31日）**

※12月1日（水）12時に特設HPで登録事業者  
を公表

※感染状況が悪化した場合は、事業の中止等  
を含め、対応を検討

### 【今回の割引額】

旅行代金		割引額	
		定番	再発見
宿泊	6,000円～	3,000円	5,000円
日帰り	3,000円～	1,500円	2,500円

※**定額制**を導入

※GoToトラベル事業との併用**不可**

## 【概要】

- Go To Eat 食事券事業は、国（農林水産省）の事業で、県内では、東武トップツアーズ株式会社が受託事業者として事業を実施 （受託事業者は、県の意見を聞きつつ、事業を進める）
- 1セット12,500円の食事券を10,000円で販売（LINE電子クーポン、コンビニ紙クーポン）

## 【経緯】

令和2年11月6日 食事券販売開始

令和2年11月25日 食事券販売一時中断

令和3年1月8日 店内飲食での利用を控えるよう呼び掛け（テイクアウト、デリバリーの利用は可）

令和3年10月25日 販売済み食事券の店内飲食での利用自粛を解除

## 【販売・利用状況（11月15日現在）】

（※金額は額面（25%プレミアム込み））

販売予定（A）	販売済み（B）	利用済み（C）	未利用（B - C）	未販売（A - B）
250 億円	125 億円 （予定額の約5割）	117億円 （販売額の約9割）	8 億円	125 億円

## 【食事券の販売再開】

**➡ 12月1日から、食事券の販売を再開**（感染状況により再中断の場合あり）

※「マスク飲食実施店（認証申請中の店舗を含む）」に限り利用可能

販売期間：令和3年12月1日から12月24日まで（販売予定額に達した時点で販売を終了）

利用期間：販売済みの食事券を含めて、令和4年3月22日まで

販売価格：1セット12,500円の食事券を10,000円で販売

種類：「コンビニ紙クーポン」と「LINE電子クーポン」の2パターン

## 1 販売再開

### (1)販売開始・終了時期

食事券の種類	販売開始時期	販売終了時期
コンビニ紙クーポン	令和3年12月1日(水) 13時から	令和3年12月24日まで
L I N E 電子クーポン	令和3年12月1日(水) 10時から	※ 販売予定額に達した時点で販売を終了

### (2)コンビニ紙クーポン

- ・クーポン券（紙）をセブンイレブン、ローソン、ミニストップで販売
- ・1セット（発行額面12,500円）あたり1,000円×5枚、500円×15枚で販売
- ・1人1回2セットまで購入可能

### (3)L I N E 電子クーポン

- ①利用者はL I N Eで「Go To Eatかながわ」公式アカウントをお友達登録
- ②トーク画面でクーポン代金購入情報を入力し、食事券を購入
- ③対象店舗で「加盟店QRコード」を読み取り、食事代金等を支払い
  - ・10,000円（発行額面12,500円）または20,000円（発行額面25,000円）を選択可能
  - ・1つのL I N Eアカウントで40,000円（発行額面50,000円）まで保有可能

### (4)販売予定額 約125億円分（約100万セット）

### (5)留意事項

新たに販売する食事券は、「マスク飲食実施店（認証申請中の店舗を含む）」に限り利用可能

## 2 食事券事業の概要

(1)実施主体（国（農水省）からの受託事業者）：東武トップツアーズ(株)横浜支店 電話：045-326-1120

(2)コールセンター：0570-052-140（利用者用）、0570-052-130（飲食店用）  
 受付時間：10時～19時(土日祝日、年末年始（12/30～1/3）は休業)

(3)ホームページ：https://www.kanagawa-gte.jp/

(4)登録店舗数：10,446店（令和3年11月11日現在）

# 基本的対処方針の見直しのポイント

参考

全面改訂し、より読みやすく理解しやすい記載に改める。

- ①「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日政府対策本部決定）を踏まえた内容に見直しを行う。
  - ・感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を対策の柱として記載
- ②「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日コロナ対策分科会提言）を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。
  - ・緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。
- ③ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、行動制限を緩和する。
  - ・飲食、イベント、外出・移動等の制限緩和
  - ・出勤者数の一律7割削減目標の見直し（引き続きテレワークの活用等を推進） 等

※ 今後、感染が大幅に拡大し、この基本的対処方針による行動制限措置では不十分と判断される場合には、感染状況に応じ、一般医療の制限措置とあわせて、行動制限措置の強化内容を検討し、基本的対処方針の見直しを行う。

飲食

現状

緩和の内容

	認証店	非認証店	認証店	非認証店
下記以外の区域	<p><b>[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限あり</b></p> <p>※9月末に緊急事態措置区域から除外された都道府県については、1か月までを目途に段階的に緩和することとしており、都道府県知事の判断により以下の[感染拡大の傾向が見られる場合]の対応を基本として要請</p>		<p><b>[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限なし</b></p>	
〔感染拡大の傾向が見られる場合〕	<p>都道府県知事の判断により、以下の抑制策を実施。</p>		<p>都道府県知事の判断により、以下を基本として要請</p>	
	<p>21時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日</p>	<p>20時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日</p>	<p>時短要請なし・酒提供可 協力金:なし</p>	<p>20時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり</p>
まん延防止等重点措置地域	<p>①20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:3~10万円/日</p> <p>〔感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、 ②20時までの時短要請・19時半まで酒提供可 協力金:3~10万円/日 ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可 ③21時までの時短要請・酒提供可(20時まで) 協力金:2.5~7.5万円/日〕</p>		<p>① 時短要請なし・酒提供可 協力金:なし 又は ② 21時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり</p>	<p>20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:あり</p>
緊急事態措置区域	<p>20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:3~10万円/日</p>		<p>① 重点措置の②に同じ 又は ② 20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:あり</p>	<p>20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:あり</p>

5人以上の会食回数を要請・呼びかけ。

ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限なし。

5人以上の会食回数を要請・呼びかけ。

イベント	収容率			人数上限			時短		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
現状	大声あり 50%  大声なし 100%		50%	5,000人 又は 収容定員 50% のいずれ か大きい 方	5,000人	5,000人	なし	なし(注2)	21時
緩和の 内容 (案)	大声あり 50%  大声なし 100%	【感染防止安全計画策定(注1)】			20,000人	10,000人	なし	なし(注2)	なし(注2)
		収容定員 まで	ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可	ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可					
		【感染防止安全計画を策定しない場合】			現状と同じ				

※遊園地などについては、従前通り、緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1)5,000人超のイベントに適用。「大声なし」が前提。

(注2)都道府県知事の判断により要請を行うこともあり得る。

移動		現状	緩和の内容
下記以外の区域	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な感染防止策を徹底する</li> </ul>	(現状と同じ)
まん延防止等重点措置地域	外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。</li> <li>混雑した場所等への外出半減。</li> <li>少人数で、混雑を避けて行動。</li> </ul>	<p>外出:混雑した場所や感染リスクの高い場所を訪れる場合を除き、<u>ワクチン接種の有無にかかわらず、国として自粛要請の対象に含めない。</u></p> <p>県またぎ移動:<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国として自粛要請の対象に含めない。</u></p>
	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える。</li> </ul>	
緊急事態措置区域	外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。特に、20時以降の不要不急の外出自粛。</li> <li>混雑した場所等への外出半減。</li> <li>少人数で、混雑を避けて行動。</li> </ul>	
	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の都道府県間の移動は極力控える。</li> <li>避けられない場合は検査を勧奨。</li> </ul>	

※ 学校行事(修学旅行等)は、基本的に、外出や移動の制限の対象外。





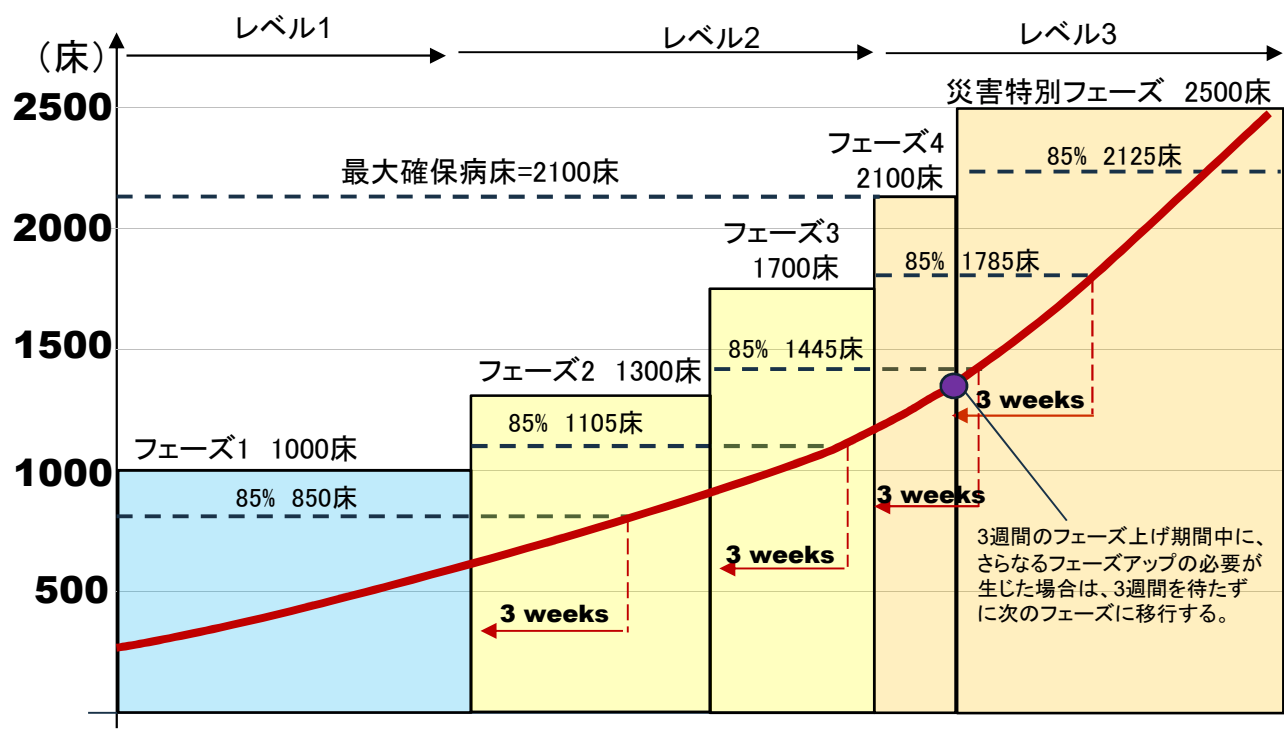
# 新たなレベル分類の導入について

令和3年11月22日

健康医療局

# レベル移行のイメージ

- フェーズ上げの考え方:入院患者数の増加傾向が継続し、各フェーズの確保病床の85%を超えることが想定される3週間前の日に上のフェーズに引き上げる。
- フェーズ下げの考え方:入院患者数の減少傾向が継続し、仮に再上昇しても3週間の猶予があると想定される場合に下のフェーズに引き下げる。
- レベルはフェーズに連動して変更される。



3週間後の入院者の予測に当たっては、国から示された予測ツールや県独自の入院者数予測シミュレーション、主要モデル(EBPM)等の複数のツールを活用する。

# 新たなレベル分類と病床確保フェーズとの関係整理表

レベル(L)		状況	病床確保フェーズ(Ph) ※1	レベルアップ基準(案) ※2	レベルダウン基準(案) ※2	具体的対策 ※3
L4	避けたいレベル	一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない。		【L3→L4】 災害特別フェーズでの対応も困難になったとき	—	
L3	対策を強化するべきレベル	一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる。	「災害特別フェーズ」 最大確保病床2100床+400床 うち重症210床+60床	【L2→L3】 Ph4に引き上げ	【L4→L3】 ①現在の入院者数がピークアウト傾向 ②救急搬送困難事例数が減少傾向	【医療提供体制】 ○一般医療の延期(通知による) ○入院基準をSpO2基準に変更 ○緊急酸素投与センター稼働 ○早期処方指針 ステロイド処方段階 【社会への要請】 ○ワクチン検査パッケージ停止
			Ph 4 最大確保病床 2100床 うち重症210床			【医療提供体制】 ○一般医療の延期(医療機関裁量) 【社会への要請】 ○緊急事態宣言
L2	警戒を強化するべきレベル	一般医療・新型コロナへの医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができています。	Ph 2/3 確保病床1300~1700床 うち重症130~160床	【L1→L2】 Ph2に引き上げ	【L3→L2】 Ph3に引き下げ	【社会への要請】 ○まん延防止等重点措置[Ph3]
L1	維持すべきレベル	一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能。	Ph 1 確保病床1000床 うち重症100床	【L0→L1】 Ph1に引き上げ	【L2→L1】 Ph1に引き下げ	
L0	感染者ゼロレベル	新規陽性者ゼロを維持できている。	Ph 0 確保病床120床 うち重症20床	—	【L1→L0】 Ph0に引き下げ	

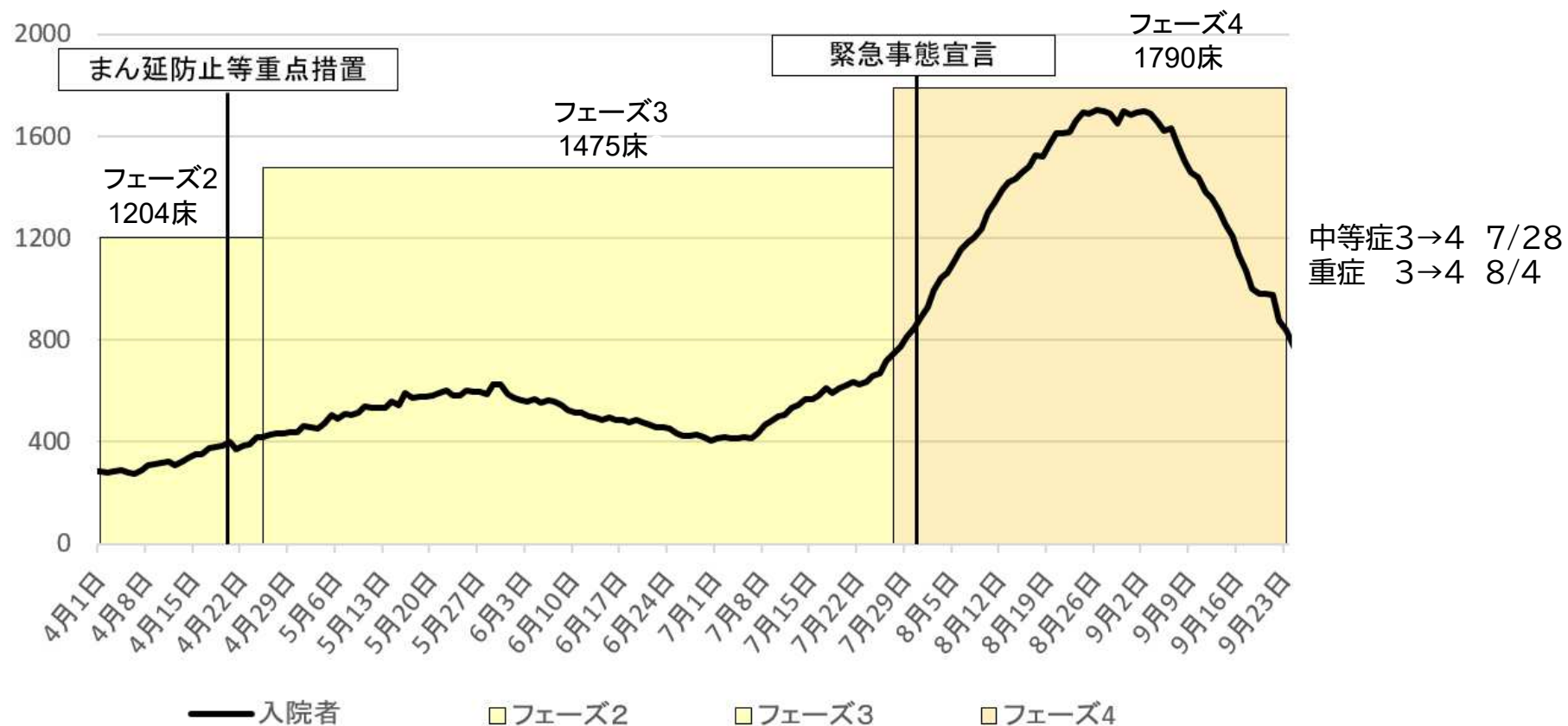
※1 病床確保フェーズの引き上げの考え方:入院患者数の増加傾向が継続し、各フェーズの確保病床の85%を超えることが想定される3週間前に上のフェーズに引き上げる。

病床確保フェーズの引き下げの考え方:入院患者数の減少傾向が継続し、仮に再上昇しても3週間の猶予があると想定される場合に下のフェーズに引き下げる。

※2 レベルアップ基準、レベルダウン基準については、上記記載の基準を原則とするが、その他の要素を含めて総合的に考慮し、決定することとする。

※3 個々の具体的対策を講じる時期については、変異株の特性、新規発生患者・入院患者数の状況等を総合的に考慮し、柔軟に対応することとする。

# (参考)第5波における病床確保フェーズの移行



# 未就学児等への抗原検査キット配布の概要

(健康医療局)

○追加配布の対象：これまでの県の配布対象ではなかった世帯

幼保等に在籍していない  
未就学児

県外の小学校に在籍し  
ている児童

## ワクチン接種対象外の世代への追加アプローチ

**約8万世帯に配付予定**

(約16万キット:企業・団体から寄附を受け県が現時点で保有しているものを活用)

○スケジュール



11/22(月)

LINEパーソナルサポート、Twitter、ホームページ等で追加配布を広報



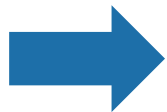
11/22(月)

県ホームページ(電子申請)で応募受付開始・先着順(※)でキット配布



12/17(金)

未就学児と県外学校等児童への優先配付応募期間終了(※)



※ 未就学児と県外学校等児童への優先配付後、在庫が残った場合は、LINEパーソナルサポートでの一般県民向け配布を再開

<ご寄付いただいたキットは全て県民に配布して有効に活用>

# 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定  
令和2年5月25日改定  
令和2年6月18日改定  
令和2年7月9日改定  
令和2年7月17日改定  
令和2年7月29日改定  
令和2年8月7日改定  
令和2年8月19日改定  
令和2年9月15日改定  
令和2年11月20日改定  
令和3年1月4日改定  
令和3年3月5日改定  
令和3年3月18日改定  
令和3年3月24日改定  
令和3年4月15日改定  
令和3年4月16日改定  
令和3年4月22日改定  
令和3年4月24日改定  
令和3年9月22日改定  
令和3年9月28日改定  
令和3年10月20日改定  
令和3年11月22日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

## 1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。

- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

## 2 まん延防止対策

### (1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

### (2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。また、「マスク飲食実施店」認証制度の取組を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

### (3) イベントの開催制限

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。

なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

### (4) 感染拡大に向けた対応

#### ア 感染状況の評価

- 県は、より医療ひっ迫の状況に重点を置いた5つのレベル分類に基づき、県内の感染状況や医療ひっ迫の状況等を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる。(別紙「1 新たなレベル分類と病床確保フェーズ」のとおり)

#### イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

#### ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

#### エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

#### オ ワクチン検査パッケージの活用

- まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に当たり、国の制度要綱等に基づくワクチン検査パッケージを活用し、県民・事業者に対する行動制限を緩和する。
- 医療のひっ迫が見込まれる場合には、ワクチン検査パッケージの適用を停止する。

### (5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

## 3 医療提供体制の確保

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
  - ・ 医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
  - ・ 民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
  - ・ スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入など、多様な検査手法の活用
  - ・ 抗原検査キットの活用による感染拡大防止策の推進
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
  - ・ 高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
  - ・ 軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保



- 病床確保については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、本県で病床の拡大等を要請する段階について、別紙「2 病床確保フェーズ」として設定する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況(減少状況)や一般医療への負荷等を総合的に判断し、神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を行う。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

- 新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止を図るため、医学的アプローチを前倒しした新戦略を推進する。

具体的には、全世代に対しワクチン接種を積極的に推進するほか、早期に対症療法薬等を処方・投与するための早期薬剤処方指針を策定するとともに、中和抗体薬療法の投与体制を構築する。

- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム(C-CAT)を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

#### 4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

## 5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

## 6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

## 7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

# 1 新たなレベル分類と病床確保フェーズ

レベル(L)	状況	病床確保フェーズ(Ph)※1	レベルアップ基準 ※2	レベルダウン基準 ※2	具体的対策 ※3
L4	避けたいレベル 一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない		【L3→L4】 災害特別フェーズでの対応も困難になったとき	—	
L3	対策を強化すべきレベル 一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる	「災害特別フェーズ」 最大確保病床 2,100床+400床 うち重症 210床+60床  Ph 4 最大確保病床 2,100床 うち重症 210床	【L2→L3】 Ph4に引き上げ	【L4→L3】 ①現在の入院患者数がピークアウト傾向 ②救急搬送困難事例数が減少傾向	【医療提供体制】 ○一般医療の延期(通知による)[特別 Ph] ○入院基準を SpO2 基準に変更 [特別 Ph] ○緊急酸素投与センター稼働[特別 Ph] ○早期処方指針 ステロイド処方段階 [特別 Ph] 【社会への要請】 ○ワクチン検査パッケージ停止[特別 Ph] 【医療提供体制】 ○一般医療の延期(医療機関裁量)[Ph4] 【社会への要請】 ○緊急事態宣言 [Ph4]
L2	警戒を強化すべきレベル 一般医療・新型コロナ医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができていない	Ph 2/3 確保病床 1,300~1,700床 うち重症 130~160床	【L1→L2】 Ph2に引き上げ	【L3→L2】 Ph3に引き下げ	【社会への要請】 ○まん延防止等重点措置[Ph3]
L1	維持すべきレベル 一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能	Ph 1 確保病床 1,000床 うち重症 100床	【L0→L1】 Ph1に引き上げ	【L2→L1】 Ph1に引き下げ	
L0	感染者ゼロレベル 新規陽性者ゼロを維持できている	Ph 0 確保病床 120床 うち重症 20床	—	【L1→L0】 Ph0に引き下げ	

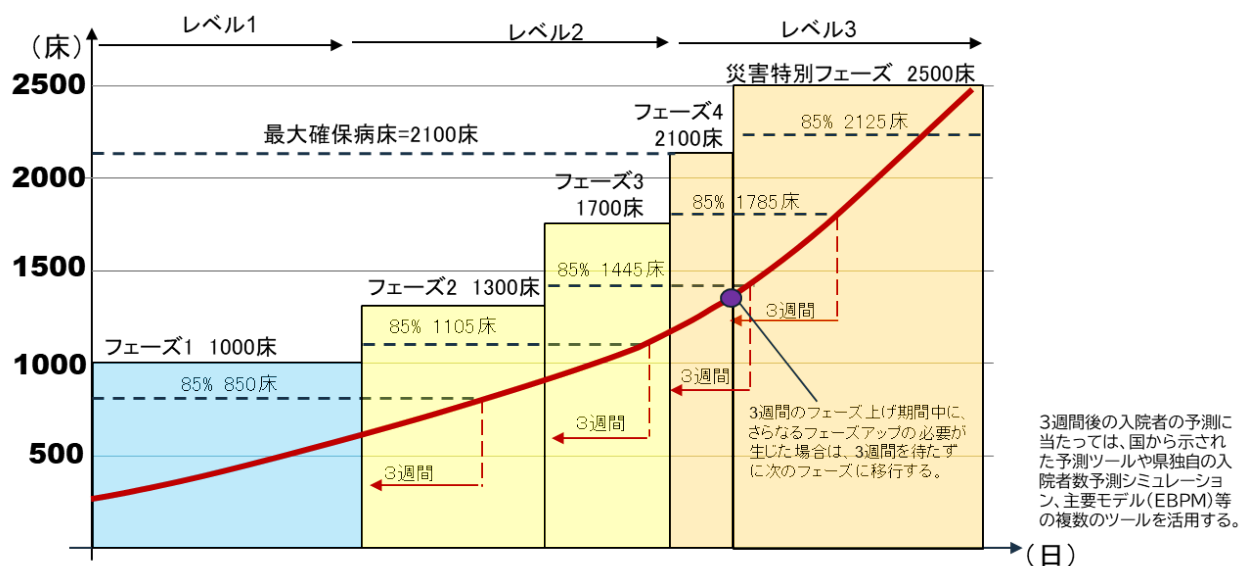
※1 病床確保フェーズの引き上げの考え方:入院患者数の増加傾向が継続し、各フェーズの確保病床の85%を超えることが想定される3週間前に上のフェーズに引き上げる。

病床確保フェーズの引き下げの考え方:入院患者数の減少傾向が継続し、仮に再上昇しても3週間の猶予があると想定される場合に下のフェーズに引き下げる。

※2 レベルアップ基準、レベルダウン基準については、上記表記載の基準を原則とするが、その他の要素を含めて総合的に考慮し、決定することとする。

※3 個々の具体的対策を講じる時期については、変異株の特性、新規発生患者・入院者数の状況等を総合的に考慮し、柔軟に対応することとする。

## レベルと病床確保フェーズの移行のイメージ



## 2 病床確保フェーズ

	病床確保 フェーズ0	病床確保 フェーズ1	病床確保 フェーズ2	病床確保 フェーズ3	病床確保 フェーズ4	災害特別フェーズ
新型コロナ 医療体制	感染症指定医療機関 等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)				同左
確保病床数	120 床	1,000 床	1,300 床	1,700 床	2,100 床	2,100 床+400 床
地域医療体制	原則平時医療を継続				一部の一般医療の延 期(医療機関の裁量)	一般医療の延期(通知 に基づく)
レベル	レベル0	レベル1	レベル2		レベル3	レベル3

## 3 イベントの開催制限について

		現 状 (令 和 3 年 11 月 24 日 まで)	令和3年11月25日以降	
			感染防止安全計画策定(注1)	その他
緊急事態 措置区域	時短	21時まで	原則要請なし(注2)	原則要請なし
	人数 上限	5,000人	10,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の適 用により、収容定員まで追加可)	(現状と同じ)
	収容率	50%	100%(注3)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置 地域	時短	原則要請なし(注2)	原則要請なし(注2)	(現状と同じ)
	人数 上限	5,000人	20,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の適 用により、収容定員まで追加可)	
	収容率	大声なし:100% 大声あり:50%	100%(注3)	
その他 区域	人数 上限	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方	収容定員まで	
	収容率	大声なし:100% 大声あり:50%	100%(注3)	

※遊園地などについては、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

(注2)都道府県知事の判断により要請を行うこともあり得る。

(注3)安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

## 知事メッセージ

県民、事業者の皆さんによる、基本的な感染防止対策の徹底のおかげで、新型コロナウイルスの感染は、落ち着いた状況が続いています。この間の皆さんのご協力に、改めて深く感謝いたします。

こうした中、国は、基本的対処方針を変更し、飲食店やイベントの人数制限を緩和することとしました。また、新たにワクチン検査パッケージを活用することで、今後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された状況でも、人数制限などを行わないことにしました。

これを受け、本県では、飲食店に対して「1組（1テーブル）4人または同居家族、2時間を目安」としてきたお願いは、本日から解除します。

5千人を超えるイベントについては、事業者が「感染防止安全計画」を作成し、県が確認することで、人数上限を収容定員まで緩和します。「感染防止安全計画」については、11月25日から受付を開始します。

また、県では、県民限定で県内旅行の割引を行う「かながわ県民割」と国の事業である「Go To Eat 食事券」の販売を12月1日から再開することとしました。さらに、国が打ち出した新たな経済対策にもしっかりと対応し、経済のエンジンをまわしていきます。

このように、制限を緩和し、社会経済活動を促進していく中で、感染の再拡大を招かないためには、県民、事業者の皆さんが、基本的な感染防止対策を引き続き徹底することが何よりも大切です。

新型コロナウイルスは消滅したわけではありません。もうすぐ年末年始を迎える時季となりますが、混雑した場所や感染リスクの高い場所は避けるなど、ウイルスは身近にあるという意識を強く持って、みんなでM（マスク）・A（アルコール消毒）・S（遮蔽とショートタイム）・K（距離と換気、冬は加湿）の基本的な感染防止対策を継続していきましょう。

令和3年11月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治